

岡崎市六ツ美北保育園の民間移管に係る 移管先法人公募要項

令和3年8月

岡崎市こども部保育課

(趣旨)

- 1 本公募要項は、令和5年4月1日から岡崎市六ツ美北保育園を移管対象保育所（以下、「移管保育所」という。）として、適正に民間移管（民営化）を実施し、入所児童に対し、安全で安心な保育の提供をすることを目的として、移管先法人の公募及び選定に関して必要なことを定めるものである。

(移管対象保育所の現況)

- 2 移管保育所の現況については以下のとおりである。

(1) 園の概要

保育所名	岡崎市六ツ美北保育園	
所在地	岡崎市土井町字柳ヶ坪8番地	
認可定員	180人	
認可年度	昭和29年4月1日	
整備(移転新築)年度	平成22年9月1日	
開所日・時間	開所日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、年末年始（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで）及びその他市長が必要と認める日とする休日以外 開所時間：平日・土曜日 午前7時から午後7時まで	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業（延長A、B、C、Dコース）	
保育時間	保育短時間 8:00～16:00（平日） 8:00～12:30（土曜日） 保育標準時間① 8:00～17:30（平日及び土曜日） 保育標準時間② 7:00～18:00（平日及び土曜日） ※ 就労・従事時間が120時間未満（下限60時間）/月においては保育短時間認定、120時間以上/月においては保育標準時間認定。 延長保育 延長Aコース 8:00～17:30 延長Bコース 7:00～18:00 延長Cコース 7:00～19:00 延長Dコース 7:00～19:00 ※ 延長A～Cは保育短時間認定が対象。延長Dは保育標準時間認定のうち、保育標準時間②が対象（保育標準時間認定において延長保育が必要な場合は、保育標準時間①の認定とならない。）	
給食	自園調理（岡崎市の示す献立により給食を提供）	
敷地面積	3,501.74㎡	
建物(構造)延床面積	管理保育棟（鉄筋コンクリート造）	1,220.3㎡
	倉庫・便所（鉄筋コンクリート造）	23.76㎡
屋外遊技場面積	1,056㎡	
駐車可能想定台数 ※ 管理用は縦列駐車等による部分がある	送迎用	管理用
	15台	26台（園が賃借している場所を含む）

用途地域等	市街化区域・第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率200%）・第一種高度地区（18m）
-------	--

(2) 在籍児童数（令和3年7月1日現在）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
全体	2	18	28	39	38	34	159

内訳①	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育短時間	0	9	7	20	18	13	67
保育標準時間①	2	1	4	3	4	7	21
保育標準時間②	0	8	17	16	16	14	71
							159

内訳②	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育短時間+標準時間①+延長A	2	10	9	21	20	19	81
保育標準時間②+延長B~D	0	8	19	18	18	15	78
							159

3 移管開始日

令和5年4月1日から

- ※ 移管開始日までに事業が開始できるよう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条に規定する認可を得ること。

（応募資格）

- 4 本公募に応募できる法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される要件を満たす愛知県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であって、応募時において、次の条件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかの実績を有していること。

ア 現在又は過去に、市内で認可保育所の運営実績が5年以上あること。

イ 応募時点において、岡崎市児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第35号。以下「基準条例」という。）に規定する保育所の要件を満たす認可定員180名以上の規模の保育所を運営していること。

- (2) 収益事業を行っている場合は、国税及び地方税を滞納していないこと。

- (3) 児童福祉法第35条第5項第4号の規定を満たす者であること。

- (4) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- (5) 移管先法人として選定された後、市内保育所相互の連絡、児童福祉の向上を図ること等を目的として、岡崎市保育園連絡協議会に加入するとともに、岡崎市私立保育園

連合会等の関係団体と協力するよう努める意思があること。

(財産等の取扱い)

5 移管保育所に係る市の所有する財産等の取扱いは次のとおりとする。

(1) 施設（園舎等）、設備及び物品

施設は移管法人へ無償譲渡するものとする。その他、設備及び物品については、別紙「（参考）公立保育所の社会福祉法人への移管における物品・設備の取扱い」に沿って取り扱うものとする。

その他、リース等による賃借等で岡崎市が所有権を有していない物があつた場合は、移管先法人は貸与者、岡崎市と協議のうえ、岡崎市の権利を引き継ぎ、関連する費用を負担する場合がある。

(2) 用地

ア 岡崎市が所有するもの

公有財産無償貸付契約により、移管先法人に貸付を行うものとする。

(ア) 貸付期間

30年を上限とする。

(イ) 原状回復

市は、用地に関し、公用若しくは公共の用に供する必要が生じたとき、又は法人が条件に違反する行為を行ったと認めるときは、当該使用貸借を取り消し、法人に対して用地の返還を求めることができる。また、法人は、用地の返還を求められたとき、又は使用貸借契約が満了したときは、用地に存する建物等を撤去し、用地を原状に回復して市に返還しなければならない。ただし、市が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

イ 岡崎市が賃借契約を締結しているもの（園職員が職務のために賃借しているものを含む）

岡崎市、貸付者、移管先法人により協議し、貸付者、移管先法人の間で継続した契約が締結できるよう配慮する。また、継続後の契約により発生する費用については、移管先法人が負担する。

貸付期間、金額等の詳細事項については、貸付者、移管先法人との協議により別途定めるものとする。

(3) その他事項

ア 必要事項については、市の指示に従い、また、近隣住民等の意見や要望があつた際は誠実に対応すること。

イ 近隣小学生の登下校に係る安全確保及び交通安全対策に努めること。とりわけ、送迎時の通行が近隣小学校の登下校及び交通状態の支障とならないよう配慮するとともに、交通渋滞や路上駐車が発生しないよう監督すること。

ウ 貸付け開始後、建物等を改修又は増改築等をしようとするときは、事前に市に協議すること。

エ 敷地周辺を常に清潔に保ち、清掃すること。

オ 法人は施設（園舎等）及び物品の無償譲渡を受けた後、並びに用地に係る賃借契約を締結した後にそれらに関する数量の不足、その他隠れた瑕疵を発見した場合も、市はいかなる責任も負わないものとする。

カ 移管保育所の適正な維持管理等のため、移管先法人は現在、岡崎市が発注してい

る業務委託等については、移管後も同水準となるよう取り組むことを基本とする。

(補助金の交付)

- 6 保育所の運営及び整備に要する経費については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定めのある施設型給付費等のほか、予算の範囲内において、主に次の要綱に基づき移管先法人へ補助金を交付するものとする。ただし、要綱は公募時点のものであるとともに、市予算の成立を前提としたものであり、実施の際は要綱に定める事項を遵守すること。
- (1) 岡崎市私立保育所運営費補助金交付要綱
 - (2) 岡崎市私立保育所施設整備費等補助金交付要綱

(周辺環境及び地域への配慮等)

- 7 移管先法人は移管保育所の周辺環境及び地域への配慮等として、以下の事項を遵守すること。
- (1) 保育所に入所する児童が事故等に遭遇しないよう適切な安全対策を講じること。
 - (2) 必要に応じて防音対策を講ずる等、周辺の生活環境保全上の支障が生ずることのないようにすること。
 - (3) 保育所移管後に工事を施工する場合は、周辺環境に支障が生じないよう最大限配慮すること。
 - (4) 現在までに行われている、又は今後予定されている地域に関する行事等に協力するとともに、地域との繋がりを最大限尊重すること。

(移管の条件)

- 8 移管保育所の運営は、既存の保育内容を継続しつつ、基準条例に定める基準を満たす施設運営とするほか、次のとおりとする。
- (1) 保育関係
 - ア 移管後は現在の認可定員数を基本とし、生後6か月から就学前までの児童の受け入れを行うこと。
 - イ 開所日、開所時間及び保育時間は現在の移管保育所の内容で引き継ぐこと。
その他、保育内容についても添付資料の移管保育所の「全体的な計画、年間指導計画、デイリープログラム、食育計画、年間行事予定」を参考として、子ども、保護者等に配慮した内容で引き継ぐこと。
また、移管法人決定後に必要に応じて、その他資料を提供するものとする。
 - ウ 保育所保育指針（厚生労働省告示）に準拠した保育を実施すること。
 - エ 岡崎市の定める保育方針を参考としつつ、独自性のある保育を実施すること。
 - オ 保育を必要とする児童に係る利用調整と弾力的な受け入れを実施すること。
 - エ 障がい児保育として、集団保育が可能な子どもの受け入れを行うこと。
 - オ 地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業を実施するとともに、その他、子育て支援相談や一時預かり事業等の特別保育事業等についても積極的な実施

を検討すること。

カ 保育料以外の制服代、教材費等について、移管後の運営にあたって新たに保護者の費用負担を計画する場合は、保護者と協議のうえ行うとともに、在園児保護者に負担が発生しないよう配慮すること。

(2) 給食等関係

ア 市の提供する献立を基本に完全自園調理とし、保育所開所日は給食の提供を行うこと。調理は当日調理とし、HACCPに沿った衛生管理を実施すること。

イ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、食品衛生責任者を選任すること。

ウ 給食の提供にあたっては、園児の栄養の摂取基準を遵守すること。

エ 児童の発達に応じて、離乳食、乳児食、幼児食を提供するほか、食物アレルギー食、行事食、その他特別に配慮を要する園児の食事(偏食・基礎疾患・摂食機能の遅れ等)に対応すること。

オ 食物アレルギーの対応については、岡崎市が別に定める「食物アレルギーの手引き」に基づき対応すること。

カ おやつを提供

(ア) 3歳未満・・・・・・・・・・午前、午後各1回

(イ) 3歳以上・・・・・・・・・・午後1回

(ウ) 延長保育事業中(17:30頃)・・・・1回

キ 給食費は、移管保育所における移管前及び他の公立保育所の金額を基準とし、在園児保護者等に移管による費用負担が発生しないよう配慮すること。

(3) 施設関係

善良な管理者として、施設の破損、老朽等により、修繕等が必要と判断される場合は直ちに修繕等を実施すること。

(4) その他

ア 移管先法人として選定された後、移管保育所の在園児保護者や地域に対し、必要に応じて説明会を実施する等して、保育方針や取組計画等についての情報提供に努めること。

イ 移管後に施設の名称変更を検討する場合、地域・保護者等の意見を聞いたうえで理解が得られるような名称とするよう配慮するとともに、市への協議を行うこと。

なお、名称変更に伴い、保育事業実施のために園が作成、配布するための印刷物等の用意が生じた際は、市と協議のうえ、原則移管先法人が用意すること。

ウ 移管保育所は、移管開始まで公立保育所として運営されてきたことを踏まえ、公立保育所からの在園児が園に在籍する間は、公立保育所の運営の基本である公平性を考慮した施設の運営を行うこと。

エ その他、「岡崎市における公立保育所等の民営化についての基本的な考え方」で示す内容を遵守するとともに、詳細事項は移管先法人として選定された後、岡崎市と協議して決定すること。

(法人における人材確保)

9 法人は、移管先法人として指定された後、職員採用計画を基として、市と協議のうえ随時、移管保育所で勤務する職員の採用を行うとともに、自法人等が運営する他の認可保育所において、適宜、保育に係る研修を実施すること。

市との協議を経て認められた職員の雇用に係る経費は市が別に定める補助事業の対象とし、協議を経ていない職員の雇用に係る経費は法人が負担するものとする。

なお、移管開始年度後の職員の雇用については、職員採用計画及び10の(2)に規定する市の職員の派遣状況を考慮のうえ、市と協議したうえで、適宜実施すること。

職種	職員数	備考
施設長 (園長)	1	・令和4年度中に園長候補者として採用等をし、移管開始年度まで保育所運営に関する業務に従事すること。 また、遅くとも園長候補者として業務に従事する期間内に、平成28年8月23日付雇児発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」において、保育所（保育認定2・3号）に規定される施設長の要件を満たすこと。
主任保育士	1	・正規保育士として勤務した合計年数が10年以上あること。 (遅くとも移管開始4年目(令和8年4月1日)までに移管保育所に配置すること) ・法人内異動等により、法人の規程における主任保育士の職位にあるものが1名を超える場合、別に協議するものとする。
保育士	別途協議	・経験年数や年齢についてバランスの取れた構成とする配慮し、経験年数の少ない保育士の指導ができる体制を整えること。
看護師	1	・令和5年1～2月頃には採用等して配置職員を確定すること。
業務員 (調理員)	別途協議	・令和5年1～2月頃以降に採用等して配置職員を確定し、移管開始後に業務滞りがないように注意すること。

※ 岡崎市における職員配置基準は以下のとおり。

保育士・・・乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね4人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね18人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人以上でなければならない。

業務員・・・児童数200人以上で4人、175人以上で3.5人、151人以上で3人、141人以上で2.5人、140人以下2人。

(保育の引継ぎ)

10 移管先法人と指定された後、次のとおり保育の引継ぎを実施するものとする。

(1) 移管開始年度まで

移管先法人として指定された後、移管保育所に勤務する保育士等から、移管保育所に係る保育の実施内容、園全体の運営方法、地域との関わり等について引継ぎを受けるものとする。

また、市の指定する日程において、移管保育所での現場視察等を実施すること。

なお、移管先法人においては必要に応じ、市との協議により職員採用計画の修正を行うとともに、市の承認を得ること。

(2) 移管開始年度から令和8年3月31日まで

市の職員（保育士等）を派遣し、移管先法人で雇用する保育士等とともに共同保育を実施することで、保育の引継ぎを実施する。

市の職員の派遣年数は最大3年間を上限とし、移管先法人の職員の雇用状況を考慮しながら、随時、派遣を終了させるものとする。派遣人数、期間等については、(1)に示す職員採用計画及び実際の採用人数を踏まえて市と協議のうえ決定する。

(移管先法人の選定等)

11 移管先法人の選定については、次のとおりとする。

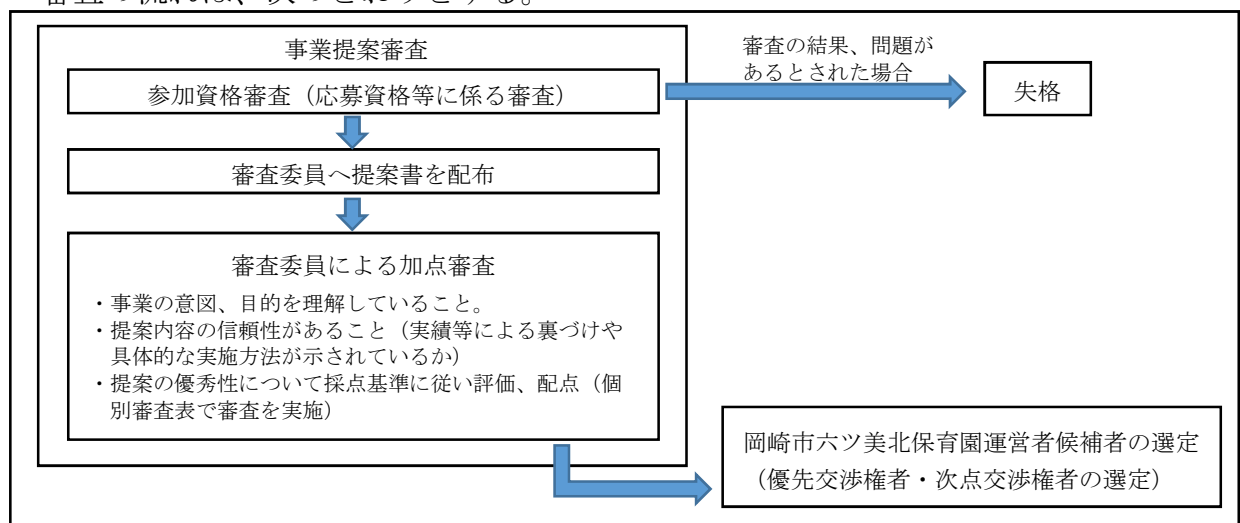
(1) 岡崎市六ツ美北保育園運営者候補者選定委員会の設置

岡崎市六ツ美北保育園運営者候補者（以下「運営者候補者」という。）の選定にあたって、市は次の学識経験者、保護者の代表等で構成する「岡崎市六ツ美北保育園運営者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

役職	職氏名
委員長	岡崎市こども部長 柴田 伸司
委員	桜花学園大学 保育学部 教授、岡崎市子ども・子育て会議会長 小原 倫子
委員	岡崎市保育園父母の会連絡協議会代表 石沢 希奈
委員	岡崎市福祉部介護保険課長 坂田 勝彦
委員	岡崎市こども部保育課長 鈴木 滋幸

(2) 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりとする。



(3) 参加資格審査

提出書類により、応募者の参加資格審査を行う。審査の結果、本事業を実施する能力を有しているか確認し、本審査により実施する能力を有していないと判断された応募者については失格とする。

(4) 加点審査

応募者から提出された提案書について、別紙1の加点評価基準に基づき、各選定委員が採点をする。各選定委員の採点の合計のもっとも高い者を優先交渉権者とし、2番目に高い者を次点交渉権者とする。

なお、採点に当たっては、提案内容に対し安定した保育の実施が可能か、その他、優れた工夫や配慮、独自性等について具体性や実現可能性等を加味して行う。

(5) プレゼンテーションの実施

応募者は、選定委員会に対し、提案書に記載されている内容の範囲内でプレゼンテーションを令和3年10月頃（予定）に実施する。日時や場所等の詳細については、応募者へ別途連絡する。なお、出席者は2名までとし、運営責任者（法人の代表者等）、保育内容の説明ができる者（施設長予定者、主任保育士予定者等）、その他本応募における内容の説明ができる者とする。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、応募者へ速やかに文書にて通知する。

(契約書の締結)

12 市は移管先法人と次のとおり本事業の実施について協議を行った後、準備が整った時点で、建物及び物品に係る無償譲渡及び用地の公有財産無償貸付契約（以下「譲渡及び貸付契約」という。）をそれぞれ締結するものとする。

- (1) 市は選定委員会の選定結果の報告を受け、優先交渉権者と協議を行う。優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者との間で改めて協議を行う。協議が成立後、改めて譲渡及び貸付契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が運営者として決定された場合、次点交渉権者はその時点で交渉権者としての地位を失う。
- (3) 譲渡及び貸付契約に定めのない事項又はそれら契約書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議するものとする。
- (4) 運営者が、譲渡及び貸付契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、譲渡及び貸付契約を締結しないことがある。
 - ア 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。
 - イ 財務状況の悪化等により、本公募要項の履行が確実にないと認められるとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等により、運営者としてふさわしくないと認められるとき。

(法人の公表)

13 移管先法人が決定した際には、岡崎市こども部保育課ホームページにて公表する（令和3年10月下旬以降を予定）。

(審査の対象又は優先交渉権者、次点交渉権者からの除外)

- 14 応募者又は移管先法人（以下「応募者等という。」）が、次に掲げる事項に該当したときは、審査の対象又は優先交渉権者、次点交渉権者から除外し、失格とするとともに、譲渡及び貸付契約の締結後であれば、契約を解除する。
- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは本件関係者に対し、応募に関し不正な接触の事実が認められた場合。
 - (2) 応募者等及び応募者等の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った事実があると市長が認めた場合。
 - (3) 応募書類に虚偽の記載又は不正があったと市長が認めた場合。
 - (4) 応募者等による業務履行が困難であると判断される事実が判明したと市長が認めた場合。
 - (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により応募者等が業務を行うことについて相応しくないとして市長が認めた場合。
 - (6) その他不正な行為があったと市長が認めた場合。

(応募手続き等)

15 応募手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 公募要項の配布について

期間：令和3年8月12日（木）から9月9日（木）まで（閉庁日を除く。）

場所：岡崎市こども部保育課総務施設係（岡崎市福祉会館3階）

- (2) 公募内容等に関する質問の受付

受付期間：令和3年9月1日（水）から9月9日（木）まで（閉庁日を除く。）

質問方法：「質問書」に必要事項を記入の上、電子メール（アドレス：hoiku@city.okazaki.lg.jp）にて送信すること。電子メールの標題は「岡崎市六ツ美北保育園運営者候補者公募質問」とすること。電話等による個別の質問は受けかねるため、注意すること。

回答方法：岡崎市保育課ホームページ上において随時回答を行うが、最終回答期限は令和3年9月17日（金）とする。

なお、回答は、本公募要項等関係資料の追加又は修正として扱い、応募者全員の共通の認識とする。

- (3) 応募の受付

ア 受付期間

(ア) 参加申込書類の提出：令和3年8月16日（月）から9月9日（木）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

(イ) 提案書類の提出：令和3年8月16日（月）から9月27日（月）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

※ 郵送の場合は、期限最終日の消印有効。

イ 受付場所

岡崎市こども部保育課総務施設係（岡崎市福祉会館3階）

(4) 提出書類

提出書類一覧（別紙2）に掲げる書類を以下のとおり提出するものとする。

- ア 参加申込書類、提案書類を提出する際は、それぞれ正本1部及び副本（正本の写し）8部、電子データ（別紙2で指定するデータのみ提出。CD-ROM形式で1枚）を提出すること。
- イ 電子データは、Microsoft Office2013で扱える、保育課ホームページで公開するファイル形式により提出すること。
- ウ 提出書類は、提出書類毎に両面印刷し、正本及び副本の各部をファイルに綴じて提出すること。併せて、提出書類一覧の書類番号毎にインデックスを付けること。

(5) 留意事項

- ア 応募は1法人につき1件とし、複数の応募はできない。
- イ 応募書類は返却しない。
- ウ 応募後に辞退する場合は、辞退届出書（様式任意）を提出すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外するものとする。
- オ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
- カ 市が提示する書類の著作権は市に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属する。
- キ 応募書類提出後は、軽微な変更を除き、書類の記入内容の変更はできない
- ク 応募書類は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）に基づき、行政文書として情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。ただし、法人又は個人に不利益を与えると認められる部分は、非公開とする。
- ケ 提出書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこと。

（現地見学会の開催）

16 岡崎市六ツ美北保育園の現地見学会を下記のとおり開催する。

(1) 開催日時

- ア 開催日時
令和3年8月31日（火）11時30分以降

- イ 開催場所
岡崎市六ツ美北保育園

※ 詳細時間等は別に調整し、現地見学会参加希望法人へ連絡するものとする。

(2) 申込期間

令和3年8月16日（月）から8月25日（水）まで（閉庁日を除く。）

- ※ 申し込みを行う場合は、別に定める申込書を岡崎市こども部保育課総務施設係（岡崎市福祉会館3階）へ提出すること。

(3) その他

ア 当日は質問については平等性の観点から受けかねるため、質問がある場合は、15の(2)の質問の受付により行うこと。なお、見学時の市の職員との会話まで妨げるものではないが、会話により得た情報は市の正式な回答ととらえず、参考情報として取り扱うこと。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、最少人数（最大2名）での参加とすること。

17 関係法令等の遵守

移管先法人と指定された後、移管保育所の運営（施設の整備も含む）にあたっては関係法令等を遵守すること。

【関係法令等一部抜粋】

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・食品衛生法
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・労働基準法
- ・岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き及び実施に関する条例 等

(留意事項)

18 留意事項については、次のとおりとする。

- (1) 原則として、書類の提出までに、法人理事会において、公募の参加に関する承認を受けておくこと。
- (2) 本公募に係る書類は市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 本公募による選定後、認可定員数までの子どもの利用を必ず保証するものではない。
- (4) その他必要な事項は、別に定める。

<お問合せ先>

岡崎市こども部保育課総務施設係（福祉会館3階）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

電話：0564-23-7230 FAX：0564-23-6540

E-mail：hoiku@city.okazaki.lg.jp

担当：河合、榎津

(参考) 公立保育所の社会福祉法人への移管における物品・設備の取扱い

区分		例示	市の所有	無償貸与	無償譲渡 (※1)	考え方	
備品・消耗品	保育に係る物品	ベッド、児童机・イス、おもちゃ、遊具、絵本、ピアノ、テントなど	-	-	○	・保育の継続の観点から譲渡する。	
	職員が使用する物品	事務機器	OA機器	○	-	-	
			事務器具	-	-	○	
		事務消耗品	用紙、文具など	○	-	-	
		事務機器以外	洗濯機、掃除機、給食運搬台車など	-	-	○	・保育の継続の観点から譲渡する。
	市として通常、民間保育所に無償貸与している物品	AED関係	-	○	-		
設備等	工事等で設置された設備	空調機器、厨房機器、大型遊具など	-	-	○	・同一施設で、切れ目なく保育を継続する必要があるため譲渡する。	
	工作物	プレハブ倉庫、手洗い場、砂場など	-	-	○		
	樹木、消火器	樹木、消火器	-	-	○		

※1 譲渡を原則とするが、不要な物については市と別途協議を行う。

※2 岡崎市で備品として登録されている物品(令和3年4月1日現在)は別紙参照。

岡崎市六ツ美北保育園 備品一覧

令和3年4月1日現在

備品分類	規格	数量
棚	楽器戸棚 木製120×180×59	1
鍵盤楽器	ピアノ ヤマハ立型88鍵	1
雑器具(非金属製)	テント 3号型パイプテント 白色 文字・マーク入	1
屋外遊具	軽っ子おさんぽカー ヒシエス 176-1691(ノーパンクタイヤ仕様)	1
会議・応接用机	会議テーブル 3200×1200×700 ホワイト ニシキNK天板別注	1
棚	薬品棚 メイト 43068	1
その他厨房機器	扉付ステンレスワゴン メイト 43026 SK-11K	1
その他厨房機器	扉付ステンレスワゴン メイト 43026 SK-11K	1
その他厨房機器	扉付ステンレスワゴン メイト 43026 SK-11K	1
その他厨房機器	扉付ステンレスワゴン メイト 43026 SK-11K	1
その他厨房機器	扉付ステンレスワゴン メイト 43026 SK-11K	1
屋内遊具	ハイハイランド 学研 607441029	1
鍵盤楽器	学校用オルガン ヤマハ SE-3000	1
鍵盤楽器	学校用オルガン ヤマハ SE-3000	1
その他厨房機器	冷蔵ショーケース タニコー SMR-R70SKMB	1
消毒・洗浄機器	包丁まな板殺菌庫 TNS-60SF	1
その他厨房機器	ピーラー OMS-8S	1
その他厨房機器	3槽シンク 2100×600×800	1
その他厨房機器	パススルー冷蔵庫 PRD-40RM1	1
その他厨房機器	冷凍庫 URD-22FM1	1
その他厨房機器	2槽シンク 1200×750×800	1
調理用機器	調理台 1800×600×800	1
調理用機器	調理台 1800×600×800	1
調理用機器	ガス立体自動炊飯器 TGRC-3D	1
調理用機器	スチームコンベクションオーブン TSCO-10EDN	1
調理用機器	ガス回転釜 KGSD-20	1
調理用機器	ガス回転釜 KGSD-20	1
調理用機器	1槽フライヤー NB-TGFL-45	1
消毒・洗浄機器	包丁まな板殺菌庫 TNS-C75F	1
消毒・洗浄機器	食器消毒保管庫 THDE-30BW	1
その他厨房機器	3槽ソイルドテーブル 1800×700×820	1
消毒・洗浄機器	食器洗浄機 TDWD-606SEL	1
調理用機器	調理台 TX-WCT-180NB	1
調理用機器	調理台 TX-WCT-180NB	1
視聴覚機器	学研 60-22530-100 80インチブラックプロジェクタースクリーン	1
鍵盤楽器	学校用オルガン ヤマハ SE-3000	1
屋外器具	ワンダーブック Y-70 ワンタッチメッシュ日よけ	1
医療用機器	自動体外式除細動器(AED) (株)フィリップス ハートスタートFRx 86130	1
箱	3段耐火ファイリングキャビネット 日本アイ・エス・ケイ株式会社 A4-3K	1

※ 備品分類等は市で管理する備品台帳上の名称による。

※ 上記における「備品」とは、岡崎市の規則で定められた、1個又は1組の取得価格が10万円以上のものを指す。